

## ○国立大学法人筑波大学名誉教授称号授与規則

平成16年5月27日  
法人規則第28号  
改正 平成22年法人規則第3号  
平成23年法人規則第59号  
平成29年法人規則第5号  
令和4年法人規則第4号

### 国立大学法人筑波大学名誉教授称号授与規則

#### (目的)

第1条 この法人規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、筑波大学が授与する名誉教授の称号に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (称号)

第2条 筑波大学が授与する名誉教授の称号は、筑波大学名誉教授とする。

#### (選考機関)

第3条 名誉教授の称号を授与される者の選考は、教育研究評議会が行う。

#### (資格)

第4条 名誉教授の称号は、大学教員の範たるにふさわしい人格及び識見を有し、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 筑波大学に教授として10年以上在職（学長、理事、副学長、附属病院長及び附属学校教育局教育長並びに人文社会系長、ビジネスサイエンス系長、数理物質系長、システム情報系長、生命環境系長、人間系長、体育系長、芸術系長、医学医療系長、図書館情報メディア系長（次条において「系長」という。）及び附属図書館長の在職期間を含む。）し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 前号の年数には達しないが、教育上及び学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 学長、理事又は副学長として、大学運営を通じて、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

#### (推薦)

第5条 系長又は国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第37条に規定する教育研究施設（以下この項において「重点研究センター（先端的研究型）」という。）の長は、前条第1号又は第2号に該当する者があると認める場合には、系にあっては教員会議、重点研究センター（先端的研究型）にあっては運営委員会の議を経て、学長に推薦する。

#### (選考)

第6条 学長は、前条により推薦のあった者その他第4条各号のいずれかに該当する者があると認める場合には、その選考を教育研究評議会に付議する。

- 2 教育研究評議会は、前項の規定により学長から付議された者について、その資格を審査し、選考を行う。

(称号の授与)

第7条 名誉教授の称号の授与は、前条第2項の教育研究評議会の議に基づき、別記様式の辞令書を交付して行う。

(称号の取消し等)

第8条 名誉教授の称号を授与された者が、名誉教授にふさわしくない行為を行った場合又は過去に名誉教授にふさわしくない行為を行ったことが判明した場合は、教育研究評議会の議を経て、名誉教授の称号を取り消すことができる。

- 2 名誉教授に選考された者が、名誉教授にふさわしくない行為を行った場合又は過去に名誉教授にふさわしくない行為を行ったことが判明した場合は、教育研究評議会の議を経て、名誉教授の称号を授与しないことができる。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 第4条第1号に規定する教授としての在職期間には、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号。以下「旧設置法」という。）の定めにより設置されていた筑波大学における教授としての在職期間を含むものとする。
- 3 第4条第3号の学長又は副学長には、旧設置法の定めにより設置されていた筑波大学の学長又は副学長を含むものとする。
- 4 平成14年10月1日付けで図書館情報大学（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）附則第2項の規定により平成14年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとされたものをいう。以下同じ。）から附則第2項の筑波大学に移行した教員に対し名誉教授の称号を授与する場合における第4条第1号の適用については、「教授として10年以上在職（学長、副学長、附属病院長及び附属学校教育局長並びに人文社会科学研究科長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究科長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、図書館情報メディア研究科長（以下「博士課程の研究科長」という。）及び附属図書館長の在職期間を含む。）」とあるのは「教授としての年数を合わせて10年以上在職（学長、副学長、附属病院長及び附属学校教育局長並びに人文社会科学研究科長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究科長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、図書館情報メディア研究科長（以下「博士課程の研究科長」という。）及び附属図書館長並びに図書館情報大学の教授及び副学長の在職期間を含む。）」と、同条第3号の適用については、「学長又は副学長」とあるのは「学長若しくは副学長又は図書館情報大学の副学長」と読み替えるものとする。
- 5 平成14年10月1日付けで筑波大学医療技術短期大学部（旧設置法の定めにより設置されていたものをいう。以下同じ。）から附則第2項の筑波大学に移行した教員に対し名誉教授の称号を授与する場合における第4条第1号の適用については、「教授として10年以上在職（学長、副学長、附属病院長及び附属学校教育局長並びに人文社会科学研究科長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究科長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、図書館情報メディア研究科長（以下「博士課程の研究科長」という。）及び附

属図書館長の在職期間を含む。）」とあるのは「教授としての年数及び筑波大学医療技術短期大学の教授としての年数の3分の2に相当する年数を合わせて10年以上在職(学長、副学長、附属病院長及び附属学校教育局教育長並びに人文社会科学研究所長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究所長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、図書館情報メディア研究所長(以下「博士課程の研究所長」という。)及び附属図書館長の在職期間を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則 (平22.3.2 法人規則3号)

この法人規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学名誉教授称号授与規則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平23.9.29 法人規則59号)

- 1 この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に博士課程の研究所長であった者に対し名誉教授の称号を授与する場合における第4条第1号の適用については、人文社会科学研究所長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究所長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、図書館情報メディア研究所長の在職期間を含むものとする。

附 則 (平29.2.23 法人規則5号)

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令4.2.24 法人規則4号)

この法人規則は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式（第7条関係）

第 号	氏 名	年 月 日生	学 校 教 育 法 の 定 め る と こ ろ に よ り 貴 下 に	筑 波 大 学 名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 す る	年 月 日	筑 波 大 学 印
--------	--------	--------------	--	--	-------------	-----------------------